

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

対象 番号	物件 番号	施設名称	所在地	設置場所	貸付 面積 (目安)	台数	備考
①	1-1	児玉郡市広域 市町村圏組合 事務所	本庄市東五 十子151 -1	玄関ホール (1階)	1.25 m ²	1台	壁面固 定不可
	1-2	小山川クリ ンセンター	本庄市東五 十子151 -1	プラットホ ーム(1階)	1.25 m ²	1台	
	1-3	児玉郡市広域 消防本部	本庄市西富 田904- 3	エントラン スホール (1階)	1.4 m ²	1台	壁面固 定不可
	1-4	本庄分署	本庄市22 4	事務所内 (1階)	1.25 m ²	1台	
	1-5	児玉分署	本庄市児玉 町長沖29 0-1	事務所内 (1階)	1.25 m ²	1台	
②	2-1	中央消防署	本庄市西富 田904- 3	食 堂 前 (1階)	1.4 m ²	1台	
	2-2	美里分署	美里町大字 木部323 -5	事務所内 (1階)	1.25 m ²	1台	
	2-3	神川分署	神川町大字 新里396 -1	事務所内 (2階)	1.25 m ²	1台	
	2-4	神泉分署	神川町大字 下阿久原8 79-12	事務所内 (1階)	1.25 m ²	1台	

②	2-5	上里分署	上里町大字 七本木29 5	事務所内 (2階)	1.25 m ²	1台	
---	-----	------	---------------------	--------------	---------------------	----	--

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※設置場所については、別添図面参照。

2 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間・更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさ（目安）

貸付面積 1.4 m² : 幅 1,200mm×奥行 750mm×高さ 2,000 mm 以内

貸付面積 1.25 m² : 幅 1,000mm×奥行 750mm×高さ 2,000 mm 以内

貸付面積 1.0 m² : 幅 1,000 mm×奥行 550mm×高さ 2,000mm 以内

イ ユニバーサルデザイン

周辺環境に配慮したものとし、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

照明の自動点滅や減光、部分冷却・加温などの省エネ対応機種とする。

イ 低GWP冷媒器

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）又はハイドロフルオロオフィレン（HFO-01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法（昭和22年法律第233号））及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くし、常に安全な飲料を販売する。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機工業会制定）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台につき、1個以上自動販売機脇に設置する。

イ 回収ボックスの規格

- ・素材は、プラスチック製又は金属製とする。
- ・容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。
- ・使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするなど、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。
- ・使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

ウ 回収上の注意

使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気・害虫等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。なお、回収は各施設の開庁時間帯のみとする。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。なお、これらの管理運営作業は各施設の開庁時間帯のみとする。

イ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証に努める。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記する。

(6) 販売商品の種類、価格等

ア 種類：清涼飲料水等(缶、ペットボトル)とする。

イ 価格：市場価格に準じた価格設定とする。

(7) 賃貸借料の納付

ア 年額賃貸借料は、賃貸借料提案書に記載された金額に、消費税及び地方消費税として100分の10に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。契約締結後、消費税等の税率が改定された場合は、消費税等に相当する額は、その税率を適用した額とする。

なお、契約締結から貸付期間の開始までは自動販売機設置等の準備期間とし、賃貸借料は令和6年4月分から生じるものとする。

イ 賃貸借料の納入については、当組合が発行する納入通知書により、年度ごとに指定された期日までに納入するものとする。

(8) 電気料金

設置事業者は、賃貸借料とは別に、自動販売機の設置・管理・運営に係る電気料金を当組合に対し支払うものとする。このため、電気使用量を計測するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置事業者自らの負担により設置するものとする。

なお、電気料金は、子メーターの電気使用量に基づき当組合が算出する。

(9) 売上手数料

徴取しない。

(10) 売上本数等の報告

自動販売機の各月の売上本数及び売上額について、当組合へ毎月報告するものとする。

(11) 費用負担

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

イ 電気使用量を計測するための子メーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。

なお、設置にあたっては、各施設所管課の指示に従うものとする。

(12) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、設置期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに当組合に書面により通知しなければならない。

なお、この場合において、納入済の賃貸借料は還付しない。

(13) 機種変更の申出

自動販売機の機種を変更する場合には、カタログ等の仕様を満たすことが確認できる資料を添付した書面により当組合に事前に申し出て、承諾を得なければならない。

(14) 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して各施設所管課の確認を受けなければならない。

(15) 自動販売機設置に伴う事故

当組合の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負う。

(16) 商品等の盗難及び破損

ア 当組合の責めに帰することが明らかな場合を除き、当組合はその責めを負わない。

イ 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(17) その他

本仕様に定めのない事項については、当組合及び設置事業者の両者による協

議の上、決定するものとする。

(18) 参考データ

対象 番号	物件 番号	施設名	販売数量 ※月平均	販売金額 ※月平均	備考
			上段：2022.4～2023.3 下段：2023.4～2023.9		
①	1-1	児玉郡市広域市町村圏組合事務所	312本	39,688円	
			328本	45,462円	
	1-2	小山川クリーンセンター	281本	35,784円	
			309本	42,138円	
	1-3	児玉郡市広域消防本部	595本	78,250円	
694本			95,338円		
1-4	本庄分署	439本 333本	56,792円 46,733円		
1-5	児玉分署	392本 546本	53,037円 81,652円		
②	2-1	中央消防署	1,358本	176,138円	
			1,371本	189,150円	
	2-2	美里分署	154本	18,895円	
			223本	29,820円	
	2-3	神川分署	246本	31,486円	
235本			31,898円		
2-4	神泉分署	111本	14,060円		
		152本	20,237円		
2-5	上里分署	335本 312本	43,125円 43,507円		